

受理年月日	令和 8 年 3 月 24 日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	8 年 陳 情 第 6 号		
件 名	子ども・子育て支援金制度について		
陳 情 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em;"></div>		
分割送付	なし		
要 旨	<p>健康保険制度は国民の生命、健康を維持、拡大させる上で、最も重要な制度である。そのため保険者は制度のルールと照らし、診療行為または事業が適正であるか確認する必要がある、これを審査と呼ぶ。同様に令和 8 年度国民健康保険者の属する世帯の世帯主から子ども・子育て支援金制度（以下、制度）についても、事業が適法であるか確認する必要がある。各局は令和 7 年度までの関連各事業を厳密精査し、令和 8 年度に制度として移行または新規事業として立案すべきかを証し、議会の議決を得る必要がある。</p> <p>市税収は毎年高水準で、従来より市独自の子ども、子育て事業にも取り組んでいる。各委員会では歳入面で不十分の旨の議論はほとんどない。法令上、制度で保険料を徴収すると規定されているが、市の状況を鑑み、徴収の是非を検討すべきである。国民健康保険法第 52 条以下の給付金はコロナウイルス感染症下でも限定的な対処であった。</p> <p>市の国民健康保険料は全国の市町村の中でも上位にランクされるほど高額である。市が負担する医療費の増大や、納付率の悪さが原因である。また、市は周辺都市や県へ財政資金が流出しており（例えば森林環境税、宿泊税、空港関係資金）、制度導入により市民間不公平と市外との不公平も拡大する。</p> <p>各委員会においても、制度システムに係る多額の予算案が提出されていること等、市民への説明が不十分である。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. 市民の生命、健康を揺るがすことのないよう、制度分の保険料をゼロにすること。</p>		

